

指定障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり行政処分（指定の一部効力停止）を行うこととし、愛知県は事業者に対し当該処分について通知しました。

記

1 事業所の概要

事業所名	ふくじゅちょうじぞういん 福寿町地蔵院
事業種別	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	岡崎市福寿町1丁目16
事業者	特定非営利活動法人 えんご会 (安城市明治本町14-1) 理事長 <small>かみやくにこ</small> 神谷邦子
指定年月日	平成28年4月1日

2 処分内容

指定の一部効力停止（新規利用者の受入停止）3か月

3 処分年月日

平成30年9月21日（金）

4 停止期間

平成30年9月21日（金）から平成30年12月20日（木）まで

5 処分理由

(1) 人員基準違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第3号）

- ① 専任かつ常勤の配置要件を満たす児童発達支援管理責任者が不在であった。
- ② 保育士又は児童指導員につき、基準上必要な配置ができていなかった。

(2) 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第5号）

- ① 障害児通所支援事業におけるサービス報酬は、児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づき提供される療育等に対する対価として請求することとなっているが、配置要件を満たす児童発達支援管理責任者が不在であったにもかかわらず、減算を行わず報酬の請求を行っていた。

- ② 保育士又は児童指導員の配置につき人員基準を満たしていないにもかかわらず、減算を行わず報酬の請求を行っていた。

6 処分に伴う返還予定額

不正期間	平成28年4月～平成30年6月
不正受給額（概算）	1,087,245円
加算金額※（概算）	434,898円
合 計	1,522,143円

※返還金は、偽りその他不正の行為により支給を受けた障害児通所給付費であるため、当該給付費額に40%を加算し、障害児通所給付費を支給した市が事業者に対し返還を求める。（児童福祉法第57条の2第2項）